

愛知大学における公的研究費の不正防止計画

2021/5

愛知大学(以下「本学」という。)は、公的研究費の不正使用防止のため、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（令和3年2月1日改正）に基づく様々な取り組みを行っております。

公的研究費を適正に管理・運営し、不正使用等を防止するため「愛知大学における研究上の不正防止のための基本方針」のもと、「愛知大学公的研究費管理・監査規程」（以下「規程」という。）に基づき、次のとおり不正防止計画を策定し、履行します。

なお、研究活動における不正行為防止については、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日決定）に基づき、「愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱い規程」等の学内諸規程で対策を講ずるとともに、研究支援のご案内等にて研究倫理教育等の取り組みを周知しております。

項目	不正を発生させられる要因	不正防止の取り組み
I.【機関内の責任体系の明確化】		
公的研究費の運営・管理を適正に行うため、学内の運営・管理に関わる責任者が不正防止計画に関して学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表します。		
公的研究費の運営・管理に関わる責任体系の明確化	・公的研究費の運営・管理に関する責任者と権限が明確ではない。	公的研究費の管理業務に関する学内の職務権限と責任の明確化により、機動的かつ効率的な運営・管理を目指す。 最高管理責任者（学長）は、強力なリーダーシップの下、研究費不正根絶への強い決意を掲げるとともに、不正防止に向けた取り組みの審議主導や促進を率先し、構成員の意識の向上と浸透を図る。統括管理責任者（副学長（経営担当））は、コンプライアンス教育や啓発活動を通じて、不正を防止する組織風土を形成するために総合的な取り組みを行う。コンプライアンス推進責任者（学部長・所長等）は、統括管理責任者の指示の下、定期的にコンプライアンス教育や啓発活動を実施する。
監事に求められる役割の明確化	・公的研究費の運営・管理に関する監事の役割が明確ではない。	監事は、公的研究費の不正防止に関する内部統制の整備・運用状況ならびに不正防止計画の適切性に関する事項を重要な監査事項の一つと掲げ、これらを本学全体の観点等から確認し、理事会等で定期的に意見を述べる。
II.【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】		
公的研究費の多くは国民の税金を原資としており、研究費の適正使用は科学研究に携わる者の責任であることを教職員一人一人が十分認識する必要があります。コンプライアンス教育と啓発活動の徹底により、公的研究費の適正使用に関する教職員の意識向上を図り、不正使用を許さない組織風土を構築します。また、公的研究費の使用ルールや諸手続き、関連規程等を示した冊子「研究支援のご案内」を、学内ポータルにおいて提供します。		
コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）	・コンプライアンス教育や啓発活動が定期的に実施されず形骸化し、意識向上の機会が提供されない。	公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究者及び事務職員等を対象に、定期的にコンプライアンス教育を実施する。その際、関連ルールを遵守する旨の「誓約書」の提出を求めるとともに、アンケートの実施により理解度を把握し、理解不足者に対しては個別の説明を行う。 また、コンプライアンス教育の内容を補完し、意識の向上と浸透を図り不正を起させない組織風土を形成することを目的とし、全ての研究者及び事務職員等）を対象に、定期的に啓発活動を実施する。

	項目	不正を発生させるとされる要因	不正防止の取り組み
	ルールの明確化・統一化	・ 公的研究費の使用ルールや学内諸手続等の認識の甘さ、どのような行為が不正に当たるのか理解できていない。	公的研究費の使用ルールや、諸手続き、関連規程等について毎年必要に応じて見直しを行い、その内容を記載した冊子「研究支援のご案内」を研究者および事務職員等に学内ポータルで提供する。
	職務権限の明確化	・ 一定金額の範囲内で研究者に発注を認める場合の留意事項等について理解できていない。	公的研究費の事務処理に関する権限と責任について、「愛知大学事務分掌規程」、さらに使用ルールや諸手続き、諸規程等を記載した冊子「研究支援のご案内」において定め、共有する。
	告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	・ 関連規程の内容について理解できていない。	告発等の取扱い、調査及び懲戒に関して、「愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」や「愛知大学懲戒規程」等において定め、共有する。
Ⅲ.【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の制定・実施】			
不正防止計画を全学的に推進する組織は、研究倫理・コンプライアンス委員会が担い、各部署における実施責任者であるコンプライアンス推進責任者(学部長・所長等)と調整及び連携のうえ、全学的業務を掌握し、必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものに保ちます。			
	不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置	・ 不正防止計画の推進を担当する部署が周知されず、責任体系が曖昧。	不正防止計画の推進を担当する部署として、引き続き「研究倫理・コンプライアンス委員会」を位置づける。 また、防止計画推進部署（研究倫理・コンプライアンス委員会）は、監事との連携を強化し、相互に情報提供や意見交換を行う機会を設ける。
	不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	・ 不正を発生させる要因に関して相当数を把握しているが、具体的な事例をすべて把握できていない。	不正を発生させる要因の把握とその検証を継続して進めるとともに、文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、不断の見直しを行う。 また、防止計画推進部署（研究倫理・コンプライアンス委員会）と内部監査部門との連携を強化し、必要に応じて不正防止計画へ内部監査によって明らかとなった不正を発生させる要因を反映させる。
Ⅳ.【研究費の適正な運営・管理活動】			
研究者自身が責任をもって研究費執行管理を行うとともに、事務局は予算執行状況をモニタリングし、研究費の適切かつ効率的・効率的な執行を促します。また、第三者からの実効性のあるチェックが効く体制の下で研究費を適正に管理するとともに、業者等との癒着の発生を防止します。			
	適正な研究費の執行管理	・ 計画に沿った研究費執行ができていない。	事務局は、研究者の研究費執行状況を確認し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の執行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。各部署における実施責任者であるコンプライアンス推進責任者（学部長・所長等）に随時報告する。
	旅費に関する執行確認	・ 出張の事実確認のために必要な情報に不足がある。	研究者は、出張計画を事前に申請のうえ、用務先・用務内容等を明確にした出張報告書を提出する。また、出張に関わる補助資料として、報告書記載内容を証明できるものの提出を求める。領収証の内容等に不明瞭な点がある場合には、事務局から出張者本人及び宿泊先・業者等に必要な確認を行う。

	項目	不正を発生させられると思われる要因	不正防止の取り組み
	取引業者との癒着防止	取引業者との癒着を未然に防ぐルールが存在しない。	「固定資産及び物品調達規程」において、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定め、一定の取引実績のある業者に対して周知するとともに、関連ルールを遵守し不正に関与しない旨の「誓約書」の提出を求める。
	物品納入後の検収	物品納品の事実確認に不備がある。	物品購入の場合、納品先を担当部署とし、納入品が発注とおりか検査する「検収」を担当部署と総務部署の複数体制で行うことを原則とする。
	謝金に関する管理	研究者が依頼した業務が実施されたか確認されていない。アルバイトの勤務実績が適切に管理されていない。	研究者が依頼した業務については、具体的な事項や事実確認ができる内容記載の書類等の提出を求める。アルバイト作業従事者は、出退勤時に担当事務局に立寄り、勤務状況表の勤務時間、作業内容等確認欄に自署で記載する。退勤時に担当事務局の事務職員が管理者印欄に押印し、厳格なチェックを行う。
V.【情報発信・共有化の推進】			
公的研究費の不正防止に係る関連規程・方針および学内外からの相談・通報窓口や利用方法等について、ホームページ等により学内外に公表します。			
	相談窓口の設置とホームページ等による公表	- 行動規範や使用ルール等に関する情報がわかりやすく周知されていない。 - 不正を発見した者が、通報窓口を知らないことから、伝達が遅くなる。対処の遅れにより事態が大きくなる。	公的研究費の使用に関するルール等の相談窓口として、引き続き各校舎研究支援課（車道校舎は総務課）を位置づける。 公的研究費の不正防止に係る関連規程・方針等に加え、学内外からの相談・通報窓口や利用方法等について、ホームページ等により学内外にわかりやすく公表し、周知を図る。
VI.【モニタリングの在り方】			
研究費不正使用防止のため設置された内部監査室は監事及び会計監査人との連携を深め、研究費不正使用の抑止効果の高い内部監査を目指します。また、内部監査だけでなく、日常業務の各段階において教職員が不正使用に注意を払い、チェック機能を発揮できる環境づくりを目指します。			
	内部監査の実施	定期的な監査だけでは監査体制の整備が不備であり、不正防止や抑止機能が不十分である。	内部監査室は、監事及び会計監査人と密接な連携を図り、定期的な監査の他、リスクアプローチも考慮して積極的に研究現場での定期および臨時の実地監査も行う。業者等へヒアリングなども実施する。また、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。 監査結果は、コンプライアンス教育及び啓発活動に活用する等して学内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、最高管理責任者（学長）に対して必要な措置を講じるよう求める。

※Ⅰ～Ⅵの項目名は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」による。